

第7章 推進体制

7.1 推進体制のあり方

新エネルギー導入の推進にあたっては、市民、事業者、行政（糸魚川市）が一体となり、それぞれの役割のもとに事業を進めていくことが重要であり、実効性を高めるため、各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、本ビジョンの進行管理を行います。

7.1.1 計画の進行管理

個々の施策が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度毎に着実な進行管理を行います。

7.1.2 進行管理の手法

新エネルギーの導入を推進していくためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本ビジョンは、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(点検)、Act(見直し)のPDCA サイクルにより、継続的改善を図っていきます。

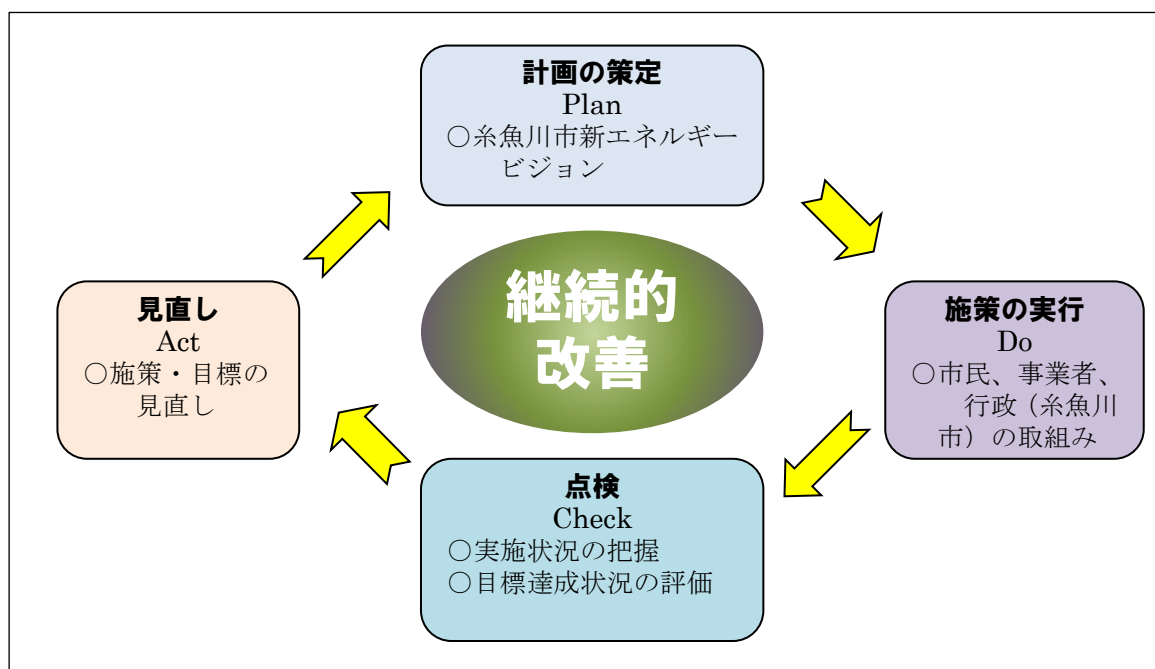


図 7-1 本ビジョンの進行管理手法

7.1.3 進行管理における役割分担

(1) 環境審議会

- ・目標達成状況等について専門的視点から審議し、目標達成のための提言等を行います。

(2) 庁内委員会

- ・計画を推進するため、庁内関係部局で組織する庁内委員会を設置し、全庁的に取り組む体制を構築します。

(3) 環境担当課

- ・本ビジョンで策定した取組みと目標について、市民、事業者を示します。
- ・関係各課等の取組みの実施状況と目標の達成状況を取りまとめ、庁内委員会に報告します。
- ・庁内委員会の審査結果を環境審議会に提出します。
- ・環境審議会の提言等を受け、関係各課等に対し修正・変更等を指示します。
- ・取組みや目標の達成状況を、広報やホームページ等で公表します。

(4) 関係各課等

- ・取組みの実施状況、問題点、新たな課題等を調査、確認し、環境担当課に報告します。
- ・庁内委員会の審査、環境審議会の提言を受け、内容の修正・変更等を行います。

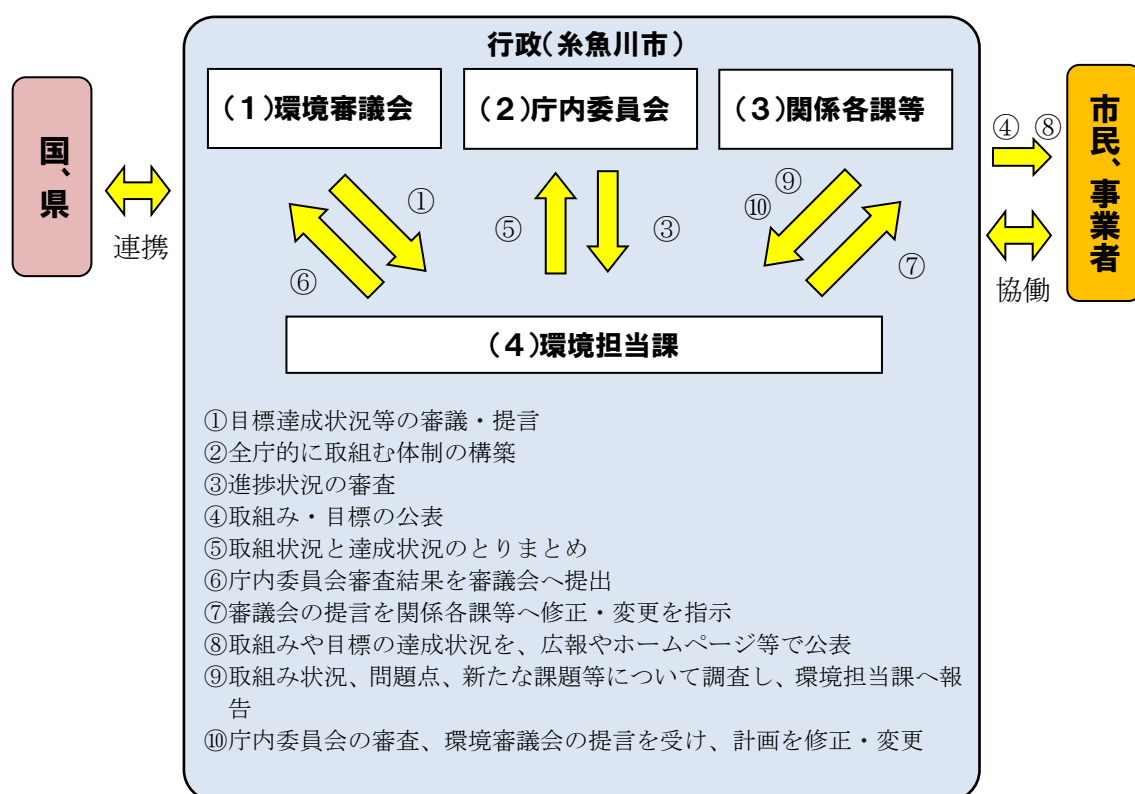


図 7-2 本ビジョンの進行体制

7.1.4 情報公開

市民、事業者と情報を共有するため、事業の取組みや目標値の達成状況などを広報、ホームページ等で公表します。

7.1.5 計画の見直し

目標や施策の進捗状況を総括するとともに、社会情勢の変化や新たな問題などに対応するため、実施期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

7.2 各主体の役割

本ビジョンの取組を推進するにあたっては、取組の主体となる市民、事業者、行政（糸魚川市）がそれぞれの役割を認識してなければなりません。また、本ビジョンの取組みは各主体が各自で行動するだけでなく、お互いに連携・協働することが重要です。

以下に、本ビジョンの推進にあたって市民、事業者、行政（糸魚川市）が担う役割を示します。

7.2.1 市民、事業者

市民、事業者の役割は以下の通りです。

市民、事業者の役割

- 行政(糸魚川市)から提供される新エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集し、活用することによって新エネルギー設備を導入します。
- さらに、自身の取組だけでなく、環境やエネルギーに関するイベントや、市民ファンド等の協働プロジェクトに積極的にも参加することにより、市全体としての新エネルギー施策への取組機運を高めます。

7.2.2 行政(糸魚川市)

行政(糸魚川市)の役割は以下の通りです。

行政(糸魚川市)の役割

- 各種施策の推進のため、新エネルギーに関する情報の収集・提供や、関係者間の調整を行います。
- また、市民・事業者が新エネルギーを導入しやすい環境を整備するため、各種支援制度の充実や、新エネルギーを導入する場所の提供、人材育成、協働の場づくりを行います。
- さらに、自身も市内の一事業者として、積極的に公共施設への新エネルギー導入を図ります。
- 以上の市内における新エネルギーの取組状況を取りまとめ、市内外に広く PR します。